

平成 26 年度（第 21 回）
関西ミッドシニアゴルフ選手権 第 1 地区競技

期 日 平成 26 年 5 月 14 日 予備日 5 月 27 日
場 所 西宮高原ゴルフ俱楽部

一般社団法人 関西ゴルフ連盟

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. ラテラル・ウォーター・ハザードは赤杭をもってその限界を標示する。
4. 排水溝は動かせない障害物とする。
5. 電磁誘導カート用の 2 本のレールは、その 2 本のレールの全幅をもって 1 つのカート道路とみなす。
このカート道路によってプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域に対して障害が生じる場合、あるがままの状態でプレーするか、規則 24-2b に基づく救済を受けるかどうかはプレーヤーの選択である。一方、球がこのカート道路上にある場合はあるがままの状態でプレーすることはできず、プレーヤーは規則 24-2b に基づく救済を受けなければならない。この場合、球のライだけでなく、スタンスや意図するスイング区域も含めて救済を受けなければならない。このローカルルールの違反の罰は 2 打。
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. 防球ネットからの救済を受ける場合は、その障害物の上を越えたり、中や下を通すことなく、ニヤレストポイントを決定しなければならない。このローカルルールの違反の罰は 2 打。
8. 規則 25-3 の適用に関しては、その周辺のカラー部分を含むものとする。

競技の条件

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格
『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する。（ゴルフ規則 175 頁参照）
4. 使用クラブの規格
 - (1) 『適合ドライバー・ヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1a』を適用する。
(ゴルフ規則 174 ページ参照)
 - (2) 『2010年1月1日施行の溝とパンチマークの規格に適合するクラブの使用を求める競技の条件』
(裁定 4-1/1) を適用する。（付属規則 II-5c 注 2 ゴルフ規則 199 ページ 参照、2014-2015 ゴルフ規則 裁定集 4-1/1 参照）
5. ゴルフシューズ
正規のラウンド中、競技者が金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鉛を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格。
6. 競技終了時点
本予選競技は、競技委員会の作成した成績表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。
7. ホールとホールの間での練習禁止
『ゴルフ規則付 I (c)5b』を適用する。（ゴルフ規則 179 頁参照）
8. プレーの中止と再開
 - (1) プレーの中止（落雷などの危険を伴わない気象状況）については、ゴルフ規則 6-8b, c, d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレーの途中であった時は、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則33-7に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格（ゴルフ規則6-8b注）

(3) プレーの中止と再開の合図について

通常のプレー中断：短いサイレンを繰り返して通報する。

険悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

9. 移動

ホール間の移動および委員会が別途認めた場合を除き、競技者は正規のラウンド中、いかなる移動用の機器にも乗ってはならない。ただし、キャディーが乗用カートに乗ることは認められる。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付I(c)8移動』を適用する。（ゴルフ規則181頁参照）

10. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付I(c)2』を適用する。（ゴルフ規則177頁参照）

注意事項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のある時は、スタートティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 競技の条件5項で規制されるシューズ以外でもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、競技者は規則25-3に基づいて救済を受けなければならない。なお、定義外の取り扱いをする場合においては別途、追加のローカルルールを掲示する。
4. 練習は指定練習場で行い、打球練習場では備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1コインを限度とする。
5. スタート時間5分前には、必ずティーインググラウンド周辺に待機すること。
6. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意すること。プレーの不当な遅延は、ゴルフ規則6-7により罰せられる。
7. ラウンド中、競技者は部外者を近づけないよう十分、留意すること。これを怠ると、ゴルフ規則8により罰せられることがある。なお、部外者のコース内立入りは禁止する。

競技委員長 三谷 賀一